



高齢者には『5重苦』

事務・事業見直しの撤回で、
老後の安心を勝ち取ろう！



● 公共交通機関の利用助成の減額

70歳以上の高齢者が外出するきっかけづくりとして、公共交通機関（パスピー・タクシー乗車券・JR回数券等いずれかを選択）の利用助成上限額6000円を、減額する方向で見直しています。

市は「買い物や通院に使われており、本来の目的

を達成しているとは言い難い」というのがその理由です。

しかし、高齢者の生活に欠かせない重要な外出ではありませんか。実態にしっかり目を向けるべきです。増額こそあっても減額は許せません。

● 公共施設の使用料減免廃止

65歳以上の高齢者が市のスポーツ・文化施設を利用するにあたり、健康増進や社会参加促進を目的として、使用料を全額免除しています。

ところが、高齢者を「支えられる存在」から「支える存在」として「政策転換」し、有料化を検討しています。

対象施設は60施設で、全てのスポーツ施設、文化施設を対象にしている自治体は政令市の中で広島市だけです。

「退職したら、スポーツセンターに通うのを楽しみにしていたのに…」と嘆きの声が届いています。

高齢者の老後の楽しみを奪うことは、止めさせましょう。

高齢者の利用率の高いスポーツ・文化施設

施設名	高齢者利用率	現行・大人料金
中区スポーツセンター 吉島屋内プール	37.1%	430円
南区スポーツセンター 出島屋内プール	35.3%	430円
南区スポーツセンター 東雲屋内プール	31.0%	430円
安佐北区スポーツセンター	29.2%	430円
安佐南区スポーツセンター	28.2%	430円
竜王公園	56.6%	(例) テニス 500円/h/面
瀬野川公園	35.9%	(例) パークゴルフ 1130円/人/回
佐伯運動公園	30.8%	(例) 卓球場 300円/h/台
映像文化ライブラリー	73.5%	500円
交通科学館	10.9%	500円

● 市営住宅へのエレベーター設置廃止

市は、階段室型中層住宅のバリアフリー対策の一環として、H21年度から年間3～4棟のペースでエレベーター設置をすすめてきました。H23年度まで10棟25基のエレベーターを設置してきました。

ところが、事務・事業の見直しのなかで、「電気料金負担の問題で入居者の合意が得られない」として、今後の設置事業を廃止する検討をしています。入居者の快適な住環境を整備するという政策を入居者のせいにして放棄することは許せません。

これまで市は、廊下型市営住宅へのエレベーター設置を完了し、続いて、階段室型住宅への工事をすすめ、市営住宅の価値を高めてきました。市営住宅の入居者は入れ替わることが前提ですから、施設整備の一環で、今後も、階段室型中層住宅に設置可能としている45棟すべてに計画通り、エレベーターを設置すべきです。(表参照)

また、市は検討のなかで、1階住宅への住み替えを促進するとしていますが、現行では単身世帯に限られているうえに1階の空き室がないなどの理由から、わずかな実績にとどまっているのが現状です。

実態に即した住宅政策が求められます。

設置をやめる

35棟 803戸の住宅

中区	江波皿山住宅2号棟・3号棟、江波山住宅2号棟、江波緑住宅3号棟
東区	戸坂川根住宅1号棟・2号棟・3号棟、戸坂中島住宅4号棟、戸坂東浄第三アパート、牛田早稲田住宅2号棟、戸坂百田第十アパート
南区	皆実平和住宅1号棟・5号棟・6号棟・7号棟、仁保宮の脇第二アパート、宇品あかつき住宅1号棟・2号棟・3号棟・4号棟、霞住宅B-2棟
西区	福島第二十六・第二十七・第二十八・第三十・第三十一アパート、南観音南第四・第五・第六アパート、鈴が峰第七アパート、鈴峯南第三・第五アパート、千同住宅1号棟、坪井住宅2号棟・3号棟



エレベーター設置工事中の江波階段室型市営住宅

● 老人施設等職員給与への補助の廃止

広島市は、「社会福祉施設等に勤務する常勤職員の処遇を改善し人材確保を促すため」に、民間の老人・心身障害者(児)・救護施設の職員の月給に2%を乗じた額を補助しています。

(補助施設数：128施設 職員数：3,500人)

市は「株式会社など民間参入が進み、社会福祉法人のみ補助するのは問題」として、補助を2015年度(H27年度)から廃止するとしています。

これ以上の職員の処遇悪化は、ますます人材不足

に拍車をかけることになり、施設利用者のサービス低下につながります。

5,000人を超える特養ホームの待機者の解消と職員の処遇改善こそ急務です。

